

議案第 27 号

木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例制定について

木古内町中小企業振興融資条例（平成 14 年条例第 20 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 3 月 10 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例

木古内町中小企業振興融資条例（平成14年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1号を加える。

（6） 第1号から前号までの融資条件にかかわらず、町長が特に認めた場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。